

○政治倫理の確立のための平塚市長の資産等の公開に関する条例施行規則

平成7年12月25日

規則第33号

改正 平成14年3月20日規則第7号

平成19年9月28日規則第37号

平成22年4月2日規則第35号

平成23年4月4日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、政治倫理の確立のための平塚市長の資産等の公開に関する条例（平成7年条例第19号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。）、金銭信託及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

6 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第3条 条例第2条第1項の資産等報告書は、第1号様式によるものとする。

2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、第2号様式によるものとする。

(所得等報告書)

第4条 条例第3条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所

得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第5条 条例第3条の所得等報告書は、第3号様式によるものとする。

2 条例第3条の所得等報告書の作成は、納税申告書の写しによって行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第6条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第7条 条例第4条の関連会社等報告書は、第4号様式によるものとする。

(期限の特例)

第8条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書(以下これらを「報告書」という。)の作成の期限が平塚市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第9条 平塚市長(以下「市長」という。)は、報告書を訂正しようとする場合には、資産等報告書等訂正届(第5号様式)を作成しなければならない。

2 市長は、報告書を訂正する場合は、訂正の箇所に押印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書の閲覧)

第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 報告書は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止するこ

とができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、市長が定める。

(報告書の写しの交付)

第11条 市長は、報告書の写しを交付することができる。

2 報告書の写しの交付部数は、報告書1件につき1部とする。

3 報告書の写しの交付を受ける場合は、当該報告書の写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

4 前項の費用は、報告書の写しを交付する際に徴収する。

(閲覧者等の適正使用)

第12条 第10条の規定により報告書を閲覧した者又は前条の規定により報告書の写しの交付を受けた者は、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成7年12月31日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により作成する資産等報告書については、第2条、第3条第1項及び第8条から第13条までの規定を準用する。

附 則 (平成14年3月20日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第37号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 公布の日

ア 第2条第2項の改正規定(「資本」を「資本金」に改める部分に限る。)

イ 第1号様式第1項の改正規定及び同様式第4項の改正規定(同項(1)及び(2)に係る部分に限る。)

ウ 第2号様式第1項の改正規定及び同様式第4項の改正規定(同項(1)及び(2)に係る部分に限る。)

エ 第3号様式の改正規定

(2) 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 平成19年9月30日

(3) 第1号様式第4項の改正規定(同項(1)及び(2)に係る部分を除く。)及び第2号様式第4項の改正規定(同項(1)及び(2)に係る部分を除く。) 平成19年10月1日

附 則(平成22年4月2日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月4日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

氏 名



1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

(注) 1 信託している土地を含みます。ただし、自己が帰属権利者であるものに限ります。

2 共有の場合は、摘要の欄にその持分を記入してください。

3 相続により取得した場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m2	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要の欄にその持分を記入してください。
2 相続により取得した場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除いてください。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除いてください。

5 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類の欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入してください。

(2) 株券

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種 類	数 量

(注) 種類の欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入してください。

(2) 船舶

種 類	数 量

(注) 種類の欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入してください。

(3) 航空機

種 類	数 量

(注) 種類の欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入してください。

(4) 美術工芸品

種	類	数	量

(注) 種類の欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入してください。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴ ル フ 場 の 名 称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

氏 名



1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

(注) 1 信託している土地を含みます。ただし、自己が帰属権利者であるものに限ります。

2 共有の場合は、摘要の欄にその持分を記入してください。

3 相続により取得した場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

4 買換えにより取得した場合は、摘要の欄にその旨を記入することができます。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m2	

- (注) 1 共有の場合は、摘要の欄にその持分を記入してください。
2 相続により取得した場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
3 買換えにより取得した場合は、摘要の欄にその旨を記入することができます。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除いてください。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除いてください。

5 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類の欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入してください。

(2) 株券

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種 類	数 量

(注) 種類の欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入してください。

(2) 船舶

種 類	数 量

(注) 種類の欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入してください。

(3) 航空機

種 類	数 量

(注) 種類の欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入してください。

(4) 美術工芸品

種	類	数	量

(注) 種類の欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入してください。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴ	ル	フ	場	の	名	称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

所得等報告書

氏 名



		所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて、その基因となった事実を記入してください。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

氏 名



会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

- (注) 1 4月1日現在の名称等を記入してください。
2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについても記入してください。

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書 等 訂 正 届

氏 名



資産等報告書等の記載事項を次のとおり訂正します。

資産等報告書等の作成年月日	年 月 日
資産等報告書等の報告書名	<input type="checkbox"/> 資産等報告書 <input type="checkbox"/> 資産等補充報告書 <input type="checkbox"/> 所得等報告書 <input type="checkbox"/> 関連会社等報告書
訂 正 事 項	